

下関港長府地区入出港管理要領

1. 概要

(1) 目的

下関港長府地区に入出港する船舶の安全及び円滑な港湾施設の利用を図ることを目的とする。

(2) 入出港管理体制

港湾管理者は、行き会い調整（以下、「運航調整」）のルールを定め、適切な運航調整により水路、水域内における関係入出港船舶の航行安全と港湾施設の適正利用を図る。また、長府地区を利用する全ての港湾関係者は、運航調整に積極的に協力するものとする。

(3) 運航調整の実務者

運航調整の実務者は、港湾管理者から業務委託を受けた「しものせきポートラジオ」が主体となって、施設利用者が管理する船舶の運航調整に係る協議・調整を行う。

2. 用語の定義

(1) 船舶

①大型船舶

: 全長 115m以上の入出港船舶

②調整船舶

: 大型船舶が入出港する際に、行き会いを調整し回避する船舶

③回避協力船舶

: 大型船舶の要望に応じて、行き会い回避の協力を求める船舶

(2) 調整水路・水域

①水路：長府水路第 1 号から第 4 号灯浮標を結んだ水路

②水域：長府水路第 3・4 号灯浮標から大型船舶利用岸壁前面までの水域

*別添① 図参照

3. 入出港の管理事項

(1) 余裕水深の確保

大型船舶が長府地区へ入出港する際は、原則として潮汐を加味しない海図記載水深の 10%以上の余裕水深を確保すること。この余裕水深が確保出来ない船舶は入出港出来ない。

ただし、これにより難い大型船舶は入出港時間帯の潮汐を加味した 10%の余裕水深を確保すること。この場合、対象船舶の喫水が海図記載の水深を超えてはならない。

(2) 「しものせきポートラジオ」による大型船舶との行き会い調整

「しものせきポートラジオ」は大型船舶が長府ふ頭に離着岸する場合、調整水路・水域内における他船との行き会いを回避する為の運航調整を行うものとする。

1) 大型船舶が調整水路・水域を航行する場合において、

①大型船同士：

入港船に対して調整を行う場合は、出港船が調整水路・水域を出域後に入港をするよう要請する。また、出港船に対して調整を行う場合は、入港船の着岸後に出港をするよう要請する。

②大型船舶と調整船舶：

下表の大型船舶が調整水路・水域に入域態勢にある場合は、対象となる調整船舶に対し調整水路・水域外で待機するよう要請する。

大型船舶と調整船舶との相関関係図

大型船舶	調整船舶（※）
全長が 150m以上	全ての船舶
全長が 115m以上 150m未満	総トン数 500GT 以上

※汽艇等、漁船、プレジャーボートを除く

③大型船舶と回避協力船舶：

大型船舶の安全航行を確保する為、必要に応じ予防安全の為の協力要請を行う。

2) 大型船舶が離着岸作業中において

関係船舶に対し、大型船の離着岸作業に支障が及ばないように協力要請を行う。

4. 入出港船舶の管理等

(1) 船舶入出港予定情報の提出

港湾施設を利用する施設利用者は、前日の 16 時までに関該船舶に関する次の情報を「しものせきポートラジオ」に提出するものとする。なお、提出後に変更が生じた場合には、直ちにその旨を提出すること。

① 管理船舶の入出港予定情報

・船名、コールサイン、総トン数、全長、船幅、喫水、

入出港予定時刻（入港船は水路入域時刻、出港船は離岸時刻）

・潮位（潮位を利用する船舶に限る）

② 情報提供のツール（変更連絡含む）

・FAX : 093-321-7070

・電話 : 093-321-1236

・e-mail : kanmon@toyoshingo.co.jp

(2) 船舶入出港予定情報の管理等

「しものせきポートラジオ」は、施設利用者から提出された前①の情報を次のとおり管理運用する。

- 1) 提出された船舶の入出港予定情報等は適切に管理し、必要な情報についてはホームページ上にて公開する。
- 2) 管理した情報を基に、余裕水深確保の可否判断及び行き会い回避のための運航調整の要否を判断する。
- 3) 余裕水深が確保されていない場合及び運航調整が必要と判断した場合、その旨を関係施設利用者へ通報し事前の調整を行う。
- 4) 「しものせきポートラジオ」の調整が不調の場合、施設利用者当事者間での調整依頼を行うこととし、当事者間での調整結果を「しものせきポートラジオ」まで報告するよう依頼する。

(3) 船舶への情報提供等（当日）

1) 大型船舶への情報提供

「しものせきポートラジオ」は、当日、当該大型船舶及び他の関係船舶のリアルタイムな入出港情報を把握し、必要に応じ次の情報を提供する。

- ・競合する大型船舶、調整船舶及び回避協力船舶の入出港予定時刻、要目（総トン数、全長、喫水）
- ・入出港時の潮位（潮位利用する船舶に限る）

2) 調整船舶及び回避協力船舶への情報提供

「しものせきポートラジオ」は、大型船舶の入出港により運航調整が必要となった場合、対象の調整船舶及び回避協力船舶に対し、運航調整の為の情報提供を行い調整水域外での待機等の要請を行う。該当船舶は、この要請に従うものとする。

※別添② 業務フロー図参照

5. その他必要な安全管理

その他、必要に応じ下関港長府地区を利用する船舶と付近航行船舶の安全確保のための情報を提供する。

6. その他

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別添①



